

名古屋港 CNP 形成プラットフォーム

ロゴ使用規程

(目的)

第1条 この規程は、名古屋港 CNP 形成プラットフォーム（以下「本会」という。）のロゴマーク（以下「ロゴ」という。）を適正かつ統一的に使用するため、必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 ロゴに関する著作権、商標権その他一切の権利は、本会又は本会が指定する権利者に帰属する。

(使用できる者)

第3条 ロゴを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 本会の会員

(2) 前号に掲げる者のほか、使用目的及び使用方法について、あらかじめ本会の承認を得た者

(使用の申請及び承認)

第4条 第3条第2号の承認を受けようとする者は、使用開始前に、名称、連絡先、使用目的、使用方法、使用媒体、使用期間その他本会が必要と認める事項を本会に申し出なければならない。本会は、必要に応じて条件を付して承認することができる。

2 承認を受けた者は、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ本会の承認を受けなければならない。ただし、本会が軽微な変更と認めるものについては、この限りでない。

(使用目的)

第5条 ロゴは、次に掲げる目的に限り使用することができる。

(1) 本会の会員であることを表示するため

(2) 本会の活動への参加又は協力を示すため

(3) 本会の活動に関する広報又は普及啓発を行うため

(4) 前3号に掲げるもののほか、本会が適当と認める目的のため

(使用料)

第6条 ロゴの使用料は、無料とする。ただし、ロゴの使用に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴの形状、縦横比、色、書体又は各構成要素の配置を変更しないこと。
- (2) ロゴの周囲に十分な余白を確保し、文字、図形、写真その他の要素と重ねず、明瞭に識別できる状態で表示すること。
- (3) 本会から提供されたロゴデータを使用し、当該データを第三者に譲渡し、貸与し、又は使用させないこと。
- (4) ロゴを自己の商標、商品名、サービス名、団体名その他これらに類する表示の一部として登録し、又は使用しないこと。
- (5) ロゴを使用した媒体の内容及び表示について、使用者が責任を負うこと。
- (6) 本会から承認の条件又は使用方法に関する指示を受けたときは、これに従うこと。
- (7) 使用期間の満了又は使用の終了後は、ロゴの新たな使用を行わず、不要となったロゴデータを適切に削除すること。

第8条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する方法でロゴを使用してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に関するもの
- (3) 本会が特定の商品、サービス、企業又は事業を推奨し、又は保証していると誤認させるもの
- (4) 本会の信用又は名誉を害するもの
- (5) 第三者の権利又は利益を不当に害するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会が不適當と認めるもの

(使用状況の確認)

第9条 本会は、ロゴの適正な使用を確認するため必要があると認めるときは、使用者に対し、使用目的、使用方法、使用媒体その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

(使用停止)

第10条 本会は、ロゴの使用がこの規程に違反し、又は不適當であると認めるときは、使用者に対し、使用方法の是正、使用の停止、ロゴデータの削除、ロゴを表示した媒体の回収その他必要な措置を求めることができる。

(会員資格喪失時の取扱い)

第 11 条 会員がその資格を喪失したときは、直ちにロゴの新たな使用を中止するとともに、ウェブサイトその他修正可能な媒体から速やかにロゴを削除し、不要となったロゴデータを適切に削除しなければならない。ただし、本会が特に認めた場合は、この限りでない。

(免責)

第 12 条 本会は、ロゴの使用又は使用停止により使用者又は第三者に生じた損害について、本会の責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負わない。ロゴの使用に関して第三者との間に紛争が生じたときは、使用者の責任と費用において解決するものとする。

(疑義等の取扱い)

第 13 条 この規程に定めのない事項又はこの規程の解釈に疑義が生じた事項は、本会がその都度判断する。

附則

この規程は、令和 8 年 9 月 29 日から施行する。